

## 令和 6 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 150,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五



# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		60,500
	1 貸付事業収入	60,500
2 繰入金		5,000
	1 一般会計繰入金	5,000
3 繰越金		82,000
	1 繰越金	82,000
4 諸収入		2,500
	1 雑入	2,500
歳入合計		150,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		53,670
	1 事業費	53,670
2 公債費		68,828
	1 公債費	68,828
3 諸支出金		26,502
	1 一般会計繰出金	26,502
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		150,000

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
次期基幹系業務システム標準化対応業務委託料	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	千円 16,977

